

は じ め に

学校保健統計調査（指定統計第15号）は、幼児、児童および生徒の発育状態および健康状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得るために毎年実施しているもので、発育状態調査と健康状態調査の二つの調査から成り立っています。

この報告書は、平成16年度に実施した「学校保健統計調査」の結果から、発育状態調査の滋賀県平均値を中心に取りまとめたものです。

教育関係者をはじめとして、関係各方面で広く御活用いただければ幸いです。

この調査の実施にあたり、多大な御協力を賜りました調査実施校（園）ならびに関係各位に対しまして、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、調査結果の詳細については、文部科学省から「平成16年度学校保健統計調査報告書」として公表されます。

学校保健統計調査の概要

この調査は、「学校保健統計調査規則（昭和27年文部省令第5号）」および「学校保健統計調査要綱」に基づいて実施されています。

1 調査の目的

この調査は、幼児、児童および生徒の発育状態および健康状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得ることを目的とします。

2 調査の範囲・対象

調査の範囲は、幼稚園、小学校、中学校および高等学校のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校（以下「調査実施校（園）」という。）とし、調査実施校（園）に在籍する幼児、児童および生徒の一部を調査の対象者とします。

ただし、次の者は調査の対象者から除きます。

幼稚園に在籍する5歳未満の幼児。

高等学校の全日制課程および定時制課程に在籍する満18歳以上の生徒ならびに通信制課程の生徒。

なお、年齢は平成16年4月1日現在の満年齢です。

3 調査事項

（1）児童、生徒および幼児の発育状態（身長、体重および座高）

（2）児童、生徒および幼児の健康状態（疾病・異常）

4 調査の期日および方法

調査は、「学校保健法」により毎年6月30日までに実施されている学校における健康診断の結果に基づいて行いました。

5 標本抽出の方法

この調査における標本抽出の方法は確率比例抽出法で、抽出手順は次のとおりです。

各学校種類ごとに児童数等の累積和を求めます。

その累積和を用いて調査実施校（園）を抽出します。

抽出された学校から系統抽出により児童等を抽出します。

なお、標本抽出の結果得られた調査対象者数は、表1のとおりです。

6 統計表中の符号

0.0 …… 計数が単位未満の場合。

…… 計数が減少、または負数の場合。

表 1 滋賀県の実施状況

学校種別	学 年	年 齢	幼児、児童 、生徒総数	調査実施 校(園)数	発 育 状 態 調 査	
					調査対象者数	抽 出 率
					(人)	(%)
合 計			(人) 178,275	181校	(人) 14,533	(%) 8.2
幼 稚 園		5 歳	8,225	35園	1,310	15.9
小 学 校	1 年 生	6 歳	14,326	60校	951	6.6
	2 年 生	7 歳	14,315		956	6.7
	3 年 生	8 歳	13,954		956	6.9
	4 年 生	9 歳	14,595		954	6.5
	5 年 生	10 歳	13,940		952	6.8
	6 年 生	11 歳	14,255		956	6.7
	計		85,385		5,725	
中 学 校	1 年 生	12 歳	13,919	40校	1,600	11.5
	2 年 生	13 歳	14,355		1,598	11.1
	3 年 生	14 歳	14,511		1,600	11.0
	計		42,785		4,798	
高 等 学 校	1 年 生	15 歳	14,423	46校	900	6.2
	2 年 生	16 歳	13,757		900	6.5
	3 年 生	17 歳	13,700		900	6.6
	計		41,880		2,700	

- (注) ・ 年齢は平成16年4月1日現在の満年齢です。
 ・ 調査対象者数は、幼稚園については5歳児のみ。高等学校については、満18歳以上の生徒および通信制課程の生徒は除きます。
 ・ 抽出率は、幼児、児童および生徒総数に占める調査対象者数の割合です。